

福 井 県  
新型インフルエンザ等対策  
行 動 計 画

福 井 県  
平成25年12月

---

## 目次

### <総論>

1	はじめに .....	1
2	流行規模および被害の想定 .....	3
3	対策の基本的考え方 .....	6
4	発生段階の考え方 .....	8
5	対策推進のための役割分担 .....	10
6	行動計画の主要 6 項目 .....	13

### <各論>

7	発生段階ごとの対策 .....	27
(1)	準備段階 .....	27
	未発生期 .....	27
(2)	対応段階 .....	35
	海外発生期 .....	35
	県内未発生期 .....	39
	県内発生早期 .....	42
	県内感染期 .....	49
	小康期 .....	55

### <参考>

8	参考資料 .....	57
(1)	用語解説 .....	57
(2)	発生段階別の主な対応 .....	61
(3)	その他 .....	64

## 1 はじめに

インフルエンザウイルスの性質が変わる（変異する）ことによって、これまでヒトに感染しなかったウイルスが、ヒトへ感染するようになり、さらにヒトからヒトへ感染するようになった場合、その変異したインフルエンザウイルスのことを新型インフルエンザウイルスといい、そのウイルスによって起こるインフルエンザを新型インフルエンザという。

これまで、いくつかの新型インフルエンザがおよそ 10~40 年の周期で発生しており、そうした場合、ほとんどの人がそのウイルスに対し抵抗力（免疫）を有していないためパンデミック（世界的な大流行）を起こす可能性がある。

近年では、平成 21 年 4 月、新型インフルエンザ(H1N1)が世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2,000 万人が罹患したと推計され、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人となった。

（これまでのインフルエンザの主な大流行）

1918 年（大正 7 年）----- スペインインフルエンザ（H1N1）  
1957 年（昭和 32 年）----- アジアインフルエンザ（H2N2）  
1968 年（昭和 43 年）----- 香港インフルエンザ（H3N2）  
2009 年（平成 21 年）----- 新型インフルエンザ（H1N1）

他方、近年、多くの鳥類に関する鳥インフルエンザのなかでも、ニワトリ、アヒルなどが死亡してしまうような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が流行し、全世界で、平成 15 年 3 月から平成 24 年 3 月 26 日までに、598 名のヒトへの感染（うち 352 名の死亡）が確認されている。

※ 感染者の情報については、国立感染症研究所のホームページに掲載されており、([http://idsc.nih.go.jp/disease/avian\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html)) 随時更新されている。

このような状況から、国は、世界保健機関（World Health Organization: 以下「WHO」という。）の公表した「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画」を踏まえ、平成 17 年 11 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」、平成 19 年 3 月に「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定した。その後、数次にわたり部分的な改定を行ってきたところであるが、平成 20 年 4 月に成立した「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」や、更なる科学的知見の蓄積を踏まえ、平成 21 年 2 月に、新型インフルエンザ対策行動計画および新型インフルエンザ対策ガイドラインを抜本的

に改正した。

また、平成 23 年 9 月、新型インフルエンザ(H1N1)対策の経験等も踏まえ、更に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 5 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定されるに至った。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全な態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

福井県では、平成 21 年 3 月に抜本改定した「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ対策を講じてきたところであるが、特措法の制定および特措法第 6 条に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日策定。以下「政府行動計画」という。）および新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日策定。以下「ガイドライン」という。）の作成を受け、福井県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定した。

本行動計画の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、県が実施する措置を示すとともに、市町が市町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市町行動計画」という。）を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、国が定める基本的対処方針に基づいた対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等発生時には、本行動計画に基づき、従来の感染症対策の枠組みを超え、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取組みを強力的に推進することとする。

## 2 流行規模および被害の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画において推計された健康被害を前提とした。

このなかで、国全体において、罹患率は、全人口の 25%と想定されており、さらに、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000 年 7 月）を用いて、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人（中間値約 1,700 万人）になると推計されている。

入院患者数および死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と重度の場合の数の上限を推計している。

中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となっている。なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

また、全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10 万 1 千人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計されている。

これを踏まえ、福井県における流行規模と被害想定を人口比率により推計すると、医療機関を受診する患者数は、約 84,000 人～約 161,000 人、入院患者数および死亡者数については、国と同様の推計を行うと、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 3,400 人、死亡者数の上限は約 1,100 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 12,900 人、死亡者数の上限は約 4,100 人となっている。

社会・経済的な影響としては、地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品や生活関連物資等が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

今後、国が流行規模および被害想定を変更した場合、人口比率で推計している本県の被害想定も国にあわせて機械的に変更し、それらを踏まえた対策を随時実施していくこととする。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模および被害等想定

国の計画	福井県の計画												
<p>(全人口の25%が新型インフルエンザ等に罹患すると仮定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関を受診する者は、 ⇒約 1,300~2,500 万人</li> </ul>	<p>(全人口の25%が新型インフルエンザ等に罹患すると仮定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関を受診する者は、 ⇒約 84,000~161,000 人</li> </ul>												
<p>(医療による介入や我が国の衛生状況を考慮しない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の病原性が中等度(例:アジアインフルエンザ; 致死率0.53%)の場合 ⇒<u>入院者 約 53 万人</u> <u>死亡者 約 17 万人</u></li> <li>新型インフルエンザ等の病原性が重度(例:スペインインフルエンザ; 致死率2.0%)の場合 ⇒<u>入院者 約 200 万人</u> <u>死亡者 約 64 万人</u></li> </ul>	<p>(医療による介入や我が国の衛生状況を考慮しない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の病原性が中等度(例:アジアインフルエンザ; 致死率0.53%)の場合 ⇒<u>入院者 約 3,400 人</u> <u>死亡者 約 1,100 人</u></li> <li>新型インフルエンザ等の病原性が重度(例:スペインインフルエンザ; 致死率2.0%)の場合 ⇒<u>入院者 約 12,900 人</u> <u>死亡者 約 4,100 人</u></li> </ul>												
<p>(全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の病原性が中等度の場合の入院患者発生分布 ⇒<u>1日当たり最大入院患者数 10.1 万人</u></li> <li>新型インフルエンザ等の病原性が重度の場合の入院患者発生分布 ⇒<u>1日当たり最大入院患者数 39.9 万人</u> (流行発生から5週目)</li> </ul>	<p>(全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等の病原性が中等度の場合の入院患者発生分布 ⇒<u>1日当たり最大入院患者数 651 人</u></li> <li>新型インフルエンザ等の病原性が重度の場合の入院患者発生分布 ⇒<u>1日当たり最大入院患者数 2,572 人</u> (流行発生から5週目)</li> </ul>												
<p>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標</p> <table border="0"> <tr> <td>国</td> <td>2,650 万人分</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>2,650 万人分</td> </tr> <tr> <td>流通</td> <td>400 万人分</td> </tr> </table>	国	2,650 万人分	都道府県	2,650 万人分	流通	400 万人分	<p>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標</p> <table border="0"> <tr> <td>国(福井県向け)</td> <td>168,000 人分</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>168,000 人分</td> </tr> <tr> <td>流通</td> <td>25,000 人分</td> </tr> </table>	国(福井県向け)	168,000 人分	福井県	168,000 人分	流通	25,000 人分
国	2,650 万人分												
都道府県	2,650 万人分												
流通	400 万人分												
国(福井県向け)	168,000 人分												
福井県	168,000 人分												
流通	25,000 人分												
<p>合計</p> <p>5,700 万人分</p>	<p>合計</p> <p>361,000 人分</p>												



### 3 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、生命や健康、経済に大きな影響を与えかねない。このため、患者の発生が一定の時期に偏った場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、生命および健康を保護する。
2. 生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

以上の2点を踏まえ、福井県では、現時点で不確定要素が大きい新型インフルエンザ等対策について、一つの対策に偏重することなく、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ発生前から流行が収まるまでの発生段階の状況に応じて、一連の流れをもった対策を示すとともに、発生前の準備段階における全庁的な取組みを促進するため、庁内体制を整備する。また、具体的な運用面については、関係課、健康福祉センター、市町、関係団体、関係機関等が継続的に検討を行うこととする。

具体的には、発生前の準備段階において、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や県内の医療体制の整備、国によるワクチンの研究・開発状況の把握と供給体制の整備、県民に対する新型インフルエンザに関する情報発信、県庁および各事業者による事業継続計画等の検討・策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

発生当初の段階では、病原性・感染力等に関する情報が限られていることから、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

さらに、国内で感染が拡大した段階では、関係機関が相互に連携しつつ、医療の確保や生活・経済の維持のために最大限の努力を行う。しかし、緊張した社会において不測の事態が生じることが想定されるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことに留意する。



一方、県民には、日頃から手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策について啓発を行い、発生時には、不要不急の外出自粛や施設の利用制限、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきこと等と呼びかける必要がある。

(対策実施上の留意点)

- ・本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原体の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、県としての対策の基本的な方針を示すものである。
- ・新型インフルエンザ等対策等の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、各種要請にて権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠を前提に十分説明し、理解を得た上で、最小限度の制限とする。
- ・新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性や化学療法等の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではない。
- ・政府や市町の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策の実施に係る記録を作成し、公表する。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録は5年間保存する。
- ・日ごろから対策が必要な生活習慣病等の予防など健康づくり対策については、「元気な福井の健康づくり応援計画」や「福井県がん対策推進計画」などの個別の計画によるものとする。

## 4 発生段階の考え方

本行動計画は、発生段階の状況に応じて対策を講じることとしているが、発生段階の考え方については、国が策定した政府行動計画に準ずることとする。

具体的には、新型インフルエンザの未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5つに分類するとともに、地域での状況に柔軟に対応するため、地域での発生段階を定めている。

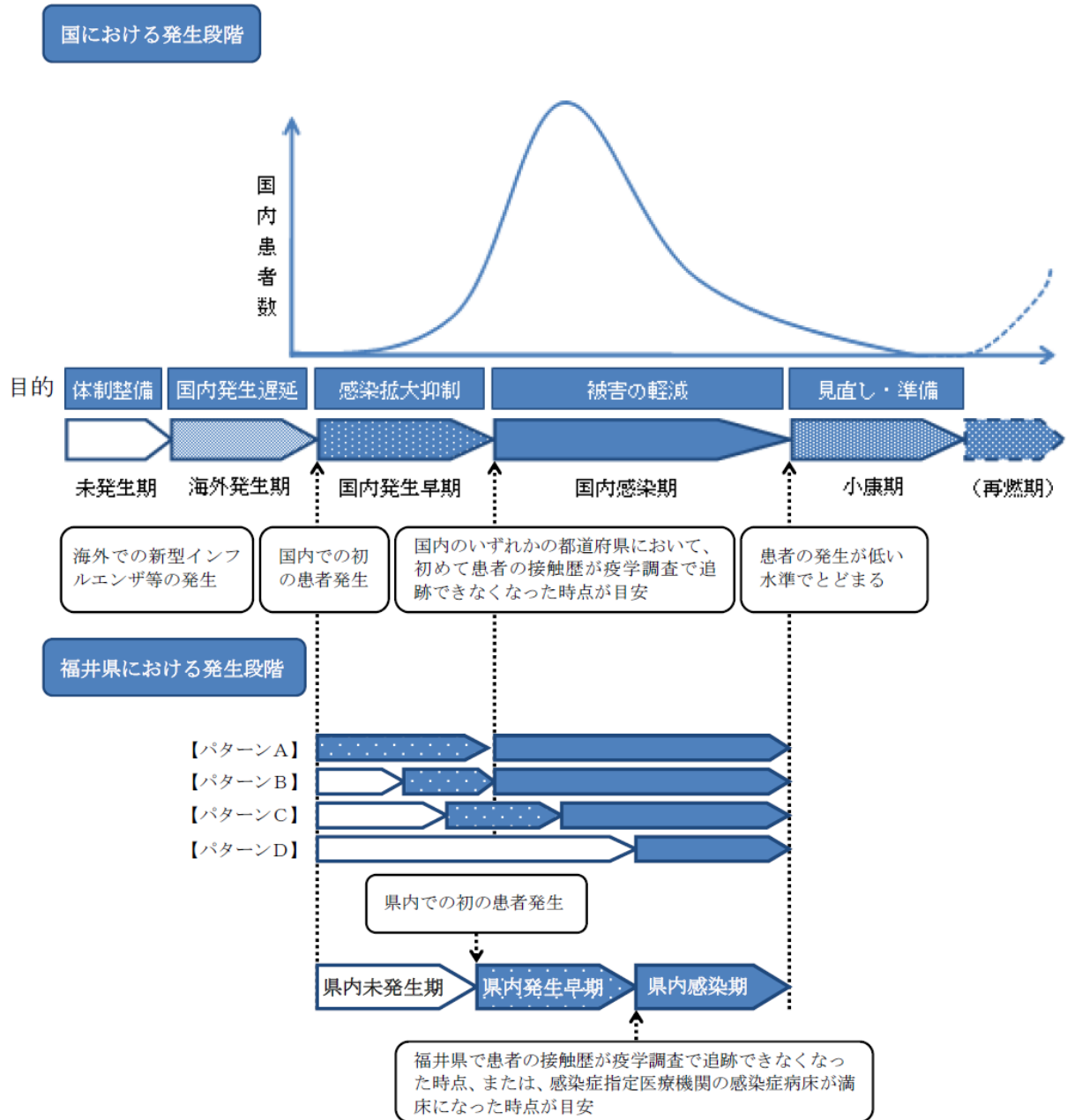
国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げおよび引下げを注視しながら、海外や国内での発生状況を踏まえて国の新型インフルエンザ等対策本部（本部長：内閣総理大臣。以下「政府対策本部」という。）が決定し、公表することとなっている。

さらに、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に医療提供や感染拡大防止等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については国と協議の上、県が決定する。

市町等の関係機関は、各段階(地域における発生段階を含む。)に応じて行動計画等で定めた対策を実施する。

※政府対策本部：WHOが新型インフルエンザ等のフェーズ4の宣言もしくはそれに相当する公表または急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表したことを、厚生労働省が公表した場合、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、特措法第15条に基づき、内閣総理大臣が設置する。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を準備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で、政府行動計画に基づき定めた、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 県、市町の役割

県および市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【福井県】

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

なお、県は、新型インフルエンザ等対策に関し、国、市町、他都道府県、関係機関

および事業者と緊密な連携を図るとともに、県および市町ならびに指定（地方）公共機関が実施する対策の総合調整を行う。

また、健康福祉センターは、地域調整会議等を通じて関係市町、医師会および医療機関等と連携を図り、地域の実情に応じた対策の推進に努める。

#### 【市町】

市町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

なお、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

### （３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### （４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### （５）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

---

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命および健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (7) 県民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、食品等の買占め等を行わないよう、適切な消費行動をとることが求められる。



## 6 行動計画の主要6項目

本行動計画においては、新型インフルエンザ等対策を「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス（発生動向調査）・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)県民生活・経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については発生段階ごとに記載するが、ここでは、横断的な留意点等について記載する。

しかし、本行動計画に記載した対策は、あくまでも基本的な方針を示したものであり、患者の発生状況等に応じて臨機応変の対応が求められる。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されており、県としても危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁横断的な緊密な連携の下、国、市町および事業者と一丸となった対策を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生前においては、必要に応じて新型インフルエンザ等対策を強力に推進するため、知事を本部長とする「新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、全庁的な認識の共有を図りつつ、関係各課における対応の進捗状況を定期的に確認し、全庁一体となり、対策に取り組む。

関係各課は、国や関係機関との情報交換を通じ、新型インフルエンザ等発生時に迅速な情報収集を行う体制を整えるとともに、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、事業継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても庁内各課の重要業務を継続する体制を整える。

さらに、新型インフルエンザ等発生時の住民生活への支援において中心的な役割を担う市町との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。原則として各健康福祉センターにおいて「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」を開催し、市町、郡市医師会等および医療機関の関係者等と具体的な運用について検討を進めることとする。

新型インフルエンザ等が海外で発生し、国が政府対策本部を設置したときは、直ちに、福井県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、関係機関との連携を図りつつ、政府対策本部が政府行動計画に基づき定めた基本的対処方針に基づき、県民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策を強力に推進する。



さらに、政府対策本部長が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、必要な措置を講ずる。

（庁内体制について）

新型インフルエンザ等の発生段階における庁内の対応体制は、次のとおりとし、未発生段階から対応体制の充実・強化や対応要員の能力維持向上に努める。

（準備段階）

未発生期

- 新型インフルエンザ等対策会議：準備体制（本部長：知事）

新型インフルエンザ等が未発生の現段階で全庁的な取組みを促進するため、知事を本部長とする新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

本部長は、必要に応じて、各部局、警察本部、教育庁の長および関係課を召集し、関係各課の新型インフルエンザ等対策の進捗状況を確認する。また、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策の訓練を実施する。

- 新型インフルエンザ等対策地域調整会議

原則として各健康福祉センター単位に、市町、郡市医師会等および医療機関の関係者等をメンバーとした新型インフルエンザ等対策地域調整会議（以下「地域調整会議」という。）を設置し、行動計画に基づき、地域の実情に合わせた運用面での検討を行う。

（発生段階）

海外発生期

- 対策本部（本部長：知事）

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が政府対策本部を設置したときは、直ちに、知事を本部長とする対策本部を設置し、関係法令等や行動計画に基づき、必要な対策を講ずる。

【意見の聴取】

- ・ 本部長は、対策等を検討するため、必要に応じ医療関係者等（福井県感染症予防対策委員会等）から意見を聴くこととする。

県内未発生期、県内発生期、県内感染期、小康期

○対策本部（本部長：知事）

関係法令等や行動計画に基づき、必要な対策を講ずる。

- ・ 現地対策本部の設置  
本部長は、必要に応じて健康福祉センター等に現地対策本部を設置する。
- ・ 緊急事態宣言下での対応  
関係部局、警察本部、教育庁と協力し、必要な措置を講ずる。
- ・ 対策本部の廃止  
政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく、対策本部を廃止する。

新型インフルエンザ等の発生段階と庁内の対応体制

平常時の体制整備		設置会議
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない段階	対策会議 (常設)

発生時の体制		体制
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した段階	対策本部 <sup>※</sup>
県内未発生期	福井県で新型インフルエンザ等が発生していない状態	
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から	
小康期	新型インフルエンザ等の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※ただし、国が政府対策本部を設置していない場合は除く

## (2) サーベイランス・情報収集

従来型インフルエンザの発生動向調査を含めて、サーベイランスを実施することにより、新型インフルエンザ等の発生をいち早く察知し、効果的な対策の実施に結びつける。

現在、県で実施している従来型インフルエンザおよび鳥インフルエンザのサーベイランスは次のとおりである。

- ・ 従来型インフルエンザの患者発生動向
  - 県内 32 医療機関から 1 週間単位での患者診断数の報告（健康増進課、健康福祉センター、衛生環境研究センター）
- ・ 入院サーベイランス
  - 基幹定点医療機関におけるインフルエンザによる入院患者数の把握
- ・ インフルエンザウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス
  - 県内の患者検体からウイルスを分離し、亜型を特定（衛生環境研究センター）
- ・ 採卵鶏農場のモニタリング
  - 毎月 1 回、定点モニタリング農場における鳥インフルエンザウイルスの培養検査の実施とともに、100 羽以上飼育の採卵鶏農場における計画的な鳥インフルエンザウイルスの抗体検査によるサーベイランスを実施（家畜保健衛生所）
- ・ ヒトの鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）の発生届出
  - 診断した医師は、二類感染症または指定感染症として知事へ届出（健康増進課、健康福祉センター、衛生環境研究センター）
- ・ ヒトの鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9 を除く。）の発生届出
  - 診断した医師は、四類感染症として知事へ届出（健康増進課、健康福祉センター、衛生環境研究センター）
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）
  - 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等における、インフルエンザ様疾患による学校閉鎖等の措置の報告（大学・私学振興課、子ども家庭課、健康増進課、スポーツ保健課、健康福祉センター）

これらに加えて、海外発生期から県内発生早期までは、情報が限られているため、

---

サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。具体的には平時のサーベイランスに加えて以下のサーベイランスを追加または強化する。

- ・ 県内における新型インフルエンザ等患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、患者の全数把握
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校サーベイランスの報告範囲を大学および短期大学まで拡大し、学校等におけるインフルエンザ様症状の患者の集団発生を把握
- ・ 患者および濃厚接触者に対し、積極的疫学調査の実施

なお、こうした追加のサーベイランスを適切に行うため、通常行っているサーベイランスの一部は一時的に中止する。

県内感染期には、患者数が増え、広範囲に患者発生が分布することから、患者等の全数把握および積極的疫学調査を中止し、学校サーベイランスの範囲も通常に戻す。

ただし、小康期には、第二波の発生を把握するため、再度、学校サーベイランスの範囲を大学および短期大学まで拡大し、学校等におけるインフルエンザ様症状の患者の集団発生を把握する。

これらのサーベイランスから得られる情報に、国等から得た海外および国内の新型インフルエンザ等発生状況や抗インフルエンザウイルス薬の有効性等の情報を加え、対策の推進に反映する。

### (3) 情報提供・共有

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向性のコミュニケーションが必要である。

県および市町は、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

県および市町は、新型インフルエンザ等の発生前においても、予防およびまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知と理解を図る。特に、学校は地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、児童生徒およびその保護者に対して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

県は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、正しい情報を発信する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、感染したことについて、患者やその家族には原則として責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

県民の情報収集の利便性向上のため、国、市町および指定公共機関等の情報を、必要に応じて、集約し、総閲できるサイトを設置する。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切な情報を提供できるよう、対策本部が調整する。

#### (4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークを遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最低限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

個人における対策については、県内発生早期には新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための健康観察や外出自粛の要請といった感染症法に基づく措置を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討や、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛と感染防止に必要な協力を要請する。

ただし、県内感染期には、感染症法に基づく患者に対する入院措置は行わず自宅療養とし、外出自粛を要請する。

なお、個人対策における外出自粛要請期間の目安としては、「発症した日の翌日から7日を経過するまで、または解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とするが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じて、柔軟に対応する。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染症予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、施設の使用制限もしくは停止、催物の開催の制限もしくは停止、入場者の整理、新型インフルエンザ等症状を呈している者の入場禁止ならびに施設の消毒および手指の消毒設備の設置等（以下「施設の使用制限等」という。）の要請または指示（以下「要請等」という。）を行う。

このほか、海外で発生した際には、国から、感染症危険情報、検疫飛行場および検疫港の集約化、査証措置（審査の厳格化、発給の停止等）、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施状況に関する情報を入手し、注意喚起（同地域への渡航情報の提供、県海外事務所等から在外県人への感染症危険情報の発出等）を行う。



また、ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限度にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、以下では新型インフルエンザに限って記載する。

### ①特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。本県では、政府対策本部長が指定した期間に、「新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者」、「新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる県民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務に従事する者」、「本県の危機管理に関する職務に従事する者」および「民間の登録事業者と同様の業務に従事する者」に該当する福井県職員に対して実施し、市町もこれに準ずる。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザの病原性などの特性に応じ、基本的対処方針で定めた接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項に準ずる。

特定接種は原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

### ②住民に対する予防接種（住民接種）

緊急事態宣言下では、特措法第46条に基づき、市町村が、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とするが、発生した新型インフルエンザの病原



性等の情報を踏まえ、基本的対処方針に基づき、柔軟に対応することとする。

- 1.医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する患者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・発生時に基準が示された基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- 2.小児（1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- 3.成人・若年者
- 4.高齢者：ウイルスに感染することにより重症化するリスクが高いとされる群
  - ・65歳以上の者

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国民生活および国民経済の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方等を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮しつつ、政府対策本部が決定する。

住民接種は集団的接種を原則として実施するため、市町は郡市医師会等と協力し、未発生期から接種会場について検討し、確保する。なお、集団接種は原則として居住地に限って実施する。

①特定接種と②住民接種の実施について、県は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。

特定接種の対象となり得る公務員

- ・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	職種
対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	県および市町の新型インフルエンザ等対策本部員
対策本部の事務	県および市町の新型インフルエンザ等対策本部事務局職員
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	衛生環境研究センター職員
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	健康福祉センター職員 市町保健師 市町保健センター職員
新型インフルエンザ等対策に必要な予算の議決、議会への報告	県および市町議会議員
議会の運営	県および市町議会関係職員
医療施設周辺における警戒活動等	警察職員

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる県民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や本県の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	職種
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員
救急消火、救助等	消防職員 消防団員

- ・ 民間の登録事業者と同様の業務

特定接種の対象となる職務	職種
新型インフルエンザ等医療 重大緊急医療系	県立、市町立の医療施設職員
社会保険、社会福祉、介護事業	県立、市町立の介護、福祉施設職員
電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、火葬および墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理および用水供給業、工業用水道業、下水道業	各業に従事する職員

## (5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、本県を含む全国的かつ急速にまん延し、県民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

よって、発生前の段階から、原則として各健康福祉センター単位で市町、郡市医師会等および医療機関の関係者等からなる地域調整会議を設置し、行動計画に基づき、地域の実情に応じた医療体制の整備や、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公的機関等リストの事前作成等について準備を進める。

国の行動計画では、流行規模の想定において、新型インフルエンザ等の病原性が中等度の場合、パンデミック時には一日最大10万1千人の患者が入院すると推計されており、また、それ以上に外来患者が受診すると考えられている。

こうした推計を踏まえると、県内では、パンデミック時には一日最大 651 人程度の患者が入院すると考えられる。

このことから、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定が重要である。

県内発生早期には、感染症法に基づく第一種感染症指定医療機関（県立病院）にある陰圧病床 2 床、第二種感染症指定医療機関にある 18 床（うち陰圧病床 12 床、簡易陰圧病床 6 床）を、患者の収容に活用する。

また、陰圧が可能な結核病床が 35 床あるので、結核患者の入院状況に応じて、これらの病床の活用についても検討する。

県内感染期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けることとする。さらに、感染症指定医療機関等の病床数を超えるような患者が発生した場合も想定して、各医療機関の役割分担を含め、効率的・効果的な医療提供体制について検討するほか、医療機関以外の公共施設等の利用や自宅療養を行う患者の支援等についても検討を行う。

さらに、県内発生当初は「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を確保して診療を行うこととし、「帰国者・接触者相談センター」を設置して、対象者に帰

---

国者・接触者外来を受診するよう周知する。ただし、新型インフルエンザ等の患者は自主的にその他の医療機関を受診する可能性もある。そのため、全ての医療機関において、新型インフルエンザ等への感染が疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避けることや、医療従事者に対するマスク・ガウン等の個人防護具（個人を感染から守るための防護具）の配付、健康管理、防護策なく患者と接触した医療従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等による院内感染対策を実施し、二次感染防止の強化を図る。

なお、帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わないことに注意する。

また、抗インフルエンザウイルス薬については、県民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案し、計画的かつ安定的に備蓄する。

## (6) 県民生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、県民生活および経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ発生時に、県民生活および経済への影響を最小限とできるよう、県・市町等の行政機関、医療機関、事業者等において事前に十分な準備を行うことが重要である。

(参考) 県内における感染症対策の体制

県内における感染症対策の体制については、次のとおりである。

・ 感染症指定医療機関

感染症法に基づく感染症指定医療機関は次のとおりである。

第一種感染症指定医療機関

福井県立病院 2床 (陰圧2床)

第二種感染症指定医療機関

福井県立病院 2床 (陰圧2床)

福井赤十字病院 4床 (陰圧4床)

福井社会保険病院 4床 (陰圧4床)

公立丹南病院 4床 (簡易陰圧4床)

市立敦賀病院 2床 (簡易陰圧2床)

公立小浜病院 2床 (陰圧2床)

---

合 計 20床 (陰圧14床、簡易陰圧6床)

・ 結核病床を有する医療機関

福井県立病院 10床 (陰圧10床)

福井赤十字病院 10床 (陰圧10床)

福井県済生会病院 4床 (陰圧2床)

国立病院機構 福井病院 5床 (陰圧5床)

公立小浜病院 8床 (陰圧8床)

---

合 計 37床 (陰圧35床)

・ 感染症患者の移動

アイソレーター (患者隔離装置) 1台 (陰圧)

搬送車 (県保有) 1台 (アイソレーター搭載可)

・ 検査体制

衛生環境研究センター H5N1 および H7N9 インフルエンザウイルス等の検査

・ 予防および疫学調査等

健康福祉センター (保健所) 6か所

衛生環境研究センター

## 7 発生段階ごとの対策

以下、発生段階ごとに主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

### (1) 準備段階

#### 未発生期

新型インフルエンザ等が未発生 of 現段階で、全庁的な取組みを促進するため、知事を本部長とする対策会議を設置し、新型インフルエンザ等対策の進捗状況の確認に努める。

#### 未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備および準備を行う
- 2) 関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める

#### 実施体制

##### 【行動計画の作成】

- ・ 特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直していく

##### 【関係機関の連携強化と体制の整備】

- ・ 県庁（出先機関を含む。）の事業継続計画に基づき、発生時に備えた取組体制を整備・強化するとともに、新型インフルエンザ等対策会議を設置する。
- ・ 国、各市町および関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて、訓練を実施する。
- ・ 原則として各健康福祉センター単位に、市町、郡市医師会等および医療機関の関係者等をメンバーとした地域調整会議を設置し、行動計画に基づき、地域の実情に合わせた運用面での検討を行う。
- ・ 各市町における市町行動計画、事業継続計画等の策定、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者の養成等を支援する。



- ・ 消防庁、防衛省、海上保安庁等の支援を受け、消防機関、自衛隊、海上保安機関等と連携をとるため必要な検討を行う。

## サーベイランス・情報収集

### 【国や関係機関との連携】

- ・ 鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応状況について、関係機関等と連携し情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時に国や関係機関と速やかに情報共有できる体制を整備する。

### 【通常のサーベイランス】

- ・ 毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、県内32の医療機関における感染症発生動向調査による患者発生の動向を、週ごとに把握するとともに、医療機関の協力を得て、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。
- ・ インフルエンザによる入院患者数および死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

## 情報提供・共有

### 【情報提供】

- ・ 新型インフルエンザ等に関する各種情報を収集し、継続的に情報提供を行う。
- ・ 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人込みを避ける等の季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### 【体制整備】

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容や媒体等について検討を行う。
- ・ 一元的な情報提供を行うため、広報担当官を設置し、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を構築する。
- ・ 市町や医療関係機関とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、市町に対し、コールセンターを設置する準備を進めるよう要請する。

## 予防・まん延防止

### 【対策実施のための準備】

- ・手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・自らの発症が疑わしい場合には、健康福祉センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等、基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・緊急事態宣言下での不要不急の外出自粛の要請や感染防止に必要な協力の要請、施設の使用制限等の要請等についての理解促進を図る。
- ・健康観察のための体制整備や、必要な抗インフルエンザ薬の備蓄等を行う。

### 【予防接種】

- ・国、市町、ワクチンの卸売販売業者である指定地方公共機関等と連携し、パンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。
- ・特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できる体制を構築する。
- ・市町が特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づく住民への予防接種を速やかに実施できるよう、国と共に、体制の構築に協力する。
- ・市町は、接種の通知等について、日時および場所を指定またはそれらを指定せず、予約方法を記した接種券を配布する等、あらかじめその手順を計画しておく。

## 医療

### 【地域医療体制の整備】

- ・健康福祉センターが中心となり、地域調整会議等において、地域の医療体制の確保について具体的な検討を進め、市町、郡市医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の関係機関と調整を行う。
- ・帰国者・接触者相談センターの設置場所、運営方法等の検討を行う。
- ・帰国者・接触者外来の設置場所・運営方法等の検討を進めるとともに、入院医療を提供する医療機関（感染症指定医療機関および結核病床を有する医療機関等）との具体的な連携方法を検討する。

### 【県内感染期に備えた医療の確保】

- ・県内感染期に備え、次の点について検討を行う。
  - 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請すること。また医療機関における使用可能な病床数を把握すること。
  - 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、入院患者を優先的に受け入れる医療機関を選定すること。

- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合において、公共施設等で医療を提供すること。
  - 地域の医療機能維持の観点から、救急医療、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関を設定すること。
  - 社会福祉施設等の入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の方法。
- ・ 国等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。

#### 【医療資機材の整備】

- ・ 県内感染期に備え、必要となる医療資機材（個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等）を備蓄・整備する。感染症指定医療機関等における必要な医療資機材や増床の余地に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。

#### 【検査体制の整備】

- ・ 衛生環境研究センターにおいて、新型インフルエンザウイルスを検出するPCR検査が、迅速に実施できる体制を整備する。

#### 【その他】

- ・ 医療機関は、医療従事者を院内感染から守るために、個人防護具の着脱等の感染防止対策に係る研修・訓練を実施する。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- ・ 国の備蓄目標量をもとに、県民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。（国の備蓄目標量等が見直された場合は、人口比率等で県の備蓄目標量を見直すことも検討する。）
- ・ 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、十分な警備体制の下で厳重に管理し、保管場所に関する情報は公開しない。
- ・ 県警察による医療機関および薬局への警戒活動の実施に備え、平素から連携を確認、強化する。
- ・ 県民に対して、パンデミック時を想定した十分な量の抗インフルエンザウイルス薬が備蓄されていることを情報提供するとともに、冷静に対応するよう周知徹底する。

【 国の備蓄目標量： 5,700 万人分、県の目標量 361,000 人分 】

・ リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）

[治療用 <sup>※1</sup> 目標	：	4,560万人分、うち福井県	288,800人分]
備蓄目標量	：	4,240万人分、うち福井県	268,800人分
政府	：	2,120万人分、うち福井県	134,400人分
都道府県	：	2,120万人分、うち福井県	134,400人分
流通備蓄量*	：	320万人分、うち福井県	20,000人分

※1 1人分の治療量は、1日2カプセル×5日間の計10カプセル

\* 通常のシーズン終了時の残存見込み量。

・ ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）

[治療用 <sup>※2</sup> 目標	：	1,140万人分、うち福井県	72,200人分]
備蓄目標量	：	1,060万人分、うち福井県	67,200人分
政府**	：	530万人分、うち福井県	33,600人分
都道府県	：	530万人分、うち福井県	33,600人分
流通備蓄量	：	80万人分、うち福井県	5,000人分

※2 1人分の治療量は、1回2ブリスター×1日2回×5日間の計20ブリスター

\*\* 新型インフルエンザウイルスがリン酸オセルタミビルに耐性を獲得している可能性もあることから、その耐性株サーベイランスの状況等も踏まえ、国の備蓄目標量の見直しに合わせて県の備蓄目標量の見直しも検討する。

・ 開発段階の抗インフルエンザウイルス薬についても、情報収集を行い、国の対応を見ながら必要に応じて全体の備蓄量・割合の見直しを検討する。

【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

- ・ 医療機関等に対して、新型インフルエンザ等発生時には、市場における流通量の不足が生じる可能性が高いことから、必要量以上の抗インフルエンザウイルス薬を購入しないこと、流行終息後に大量の在庫を抱えても返品が認められないことを周知徹底する。
- ・ 県医師会、薬剤師会、医薬品卸売販売業者、学識経験者等からなる抗インフルエンザウイルス薬対策委員会において、県内流通分の在庫の確認方法や、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について検討する。

県民生活・経済の安定の確保

【業務計画の策定促進】

- ・指定地方公共機関に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請するとともに、業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。

【物資供給の要請等】

- ・国と連携し、発生時における緊急物資（食料、石油、県備蓄品、医薬品、医療機器等）の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制の整備を要請する。

【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- ・市町は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握や、その具体的手続きを決めておくとともに、見回り等を行う職員の個人防護具等の準備を行う。

【火葬能力等の把握】

- ・市町は、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【物資および資材の備蓄等】

- ・県、市町および指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施のために必要な医薬品その他の物資および資材を備蓄し、または施設および設備を整備する。

(参考)

### 【インフルエンザの感染経路と注意事項】

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染である。

- ・飛沫感染：感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染する。
- ・接触感染：感染した人がくしゃみや咳を手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する下記のような取組みを習慣づけておくことが重要であり、一人一人がいわゆる「咳エチケット」を心がけることが求められる。

#### 「咳エチケット」

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

#### ＜方法＞

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）でおさえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

「咳エチケット」以外にも、次の点について心がけることが求められる。

- ・帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行うこと
- ・手洗いは、石鹸を用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は、清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取ること



- ・感染者の2メートル以内に近づかないようにすること
- ・流行地への渡航、人込みや繁華街への不要不急な外出を控えること
- ・十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと

#### 【個人等での事前の準備の促進】

##### ・家庭での備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合には、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。

このため、災害時のように最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくこと、外出用のマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくことが推奨される。

##### ・体調管理および予防接種

糖尿病や高血圧症などの慢性疾患の病状が安定していない場合は、新型インフルエンザ等に感染しやすくなると考えられているので、平常より主治医による治療を受けておくことが望まれる。

新型インフルエンザ等の発生時に、自分が感染したと誤解して帰国者・接触者外来を受診することを防ぐため、麻疹（はしか）や通常のインフルエンザのような新型インフルエンザと区別が付きにくい発熱性の疾患については、予防接種を受けておくことが望ましい。また、他の感染症（結核や百日咳など）にかかると、新型インフルエンザ等に感染しやすくなるため、予防接種法に定められている定期の予防接種はきちんと受けておくことが重要である。



(2) 対応段階

**海外発生期**

新型インフルエンザ等が海外で発生した段階で、対策の初動対応の確認、県内症例の早期検知、新しい亜型のウイルスの迅速な同定、報告、感染者に対する適切な措置などを確実に実施するため、情報収集や対策の協議等を行う。

また政府対策本部が設置された場合には、直ちに、対策本部を設置する。

**海外発生期**

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：県内発生に備えて体制の整備を行う。

**実施体制**

**【体制強化】**

- ・ 新型インフルエンザ等に関する各種情報の収集・共有を行う。
- ・ 政府対策本部が設置された場合、直ちに、対策本部を設置する。
- ・ 県、市町等行政機関の事業継続計画の準備を行う。

**サーベイランス・情報収集**

**【情報収集】**

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況等について、外務省、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

**【県内サーベイランスの強化等】**

- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

## 情報提供・共有

### 【情報提供】

- ・ 広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・ 住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国からの Q&A 等の情報に基づき、適切に情報を提供する。また、市町においてもコールセンターを設置する。

### 【情報共有】

- ・ 国のインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通じ、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

## 予防・まん延防止

### 【感染拡大防止策の準備】

- ・ 国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者に関する情報を有効に活用する。

### 【水際対策】

#### （検疫体制への協力）

- ・ 本県に来航する船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、大阪検疫所、市町その他関係機関との連携を確認・強化する。

#### （密入国者対策）

- ・ 発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者または感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、あるいは認めたときは、必要な感染防護対策を講じた上、所要の手続きをとる。また、県警察は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動を強化する。

#### （水際対策関係者の感染防止策）

- ・ 水際対策関係者について、個人防護具の着用、特定接種、感染曝露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の必要な感染防止策を講じる。

### 【予防接種】

#### (ワクチンの供給)

- ・国が策定したワクチンの供給量についての計画に基づき、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

#### (特定接種)

- ・県および市町は、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ・県および市町は、県および郡市医師会等を通じて、特定接種の実施に必要な医療従事者の確保を図る。その際、通常の協力依頼では医療従事者の確保ができないような場合、特措法第 31 条の規定に基づき、医師、看護師、その他政令で定められた医療関係者に対し、特定接種の実施に必要な協力の要請等を行うことを検討する。

#### (住民接種)

- ・市町は、国と連携し、事前に市町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

#### (モニタリング)

- ・特定接種を実施した場合、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集を行う。

## 医療

### 【新型インフルエンザ等の症例定義】

- ・国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

### 【医療体制の整備】

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる場合に備え、帰国者・接触者外来を設置する。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県および郡市医師会の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑似症患者と判断された場合には、直ちに健康福祉センターに連絡するよう要請する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は衛生環境研究

センターにおいて亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に確認検査を依頼する。

**【帰国者・接触者相談センターの設置】**

- ・帰国者・接触者相談センターを設置するとともに、発生国からの帰国者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

**【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】**

- ・抗インフルエンザウイルス薬の使用期限および備蓄量の把握を行うとともに、県内の医薬品卸売販売業者および医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を短期間に把握する体制を整備し、把握を開始する。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄場所およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者に、必要に応じて、予防投与を行うよう要請する。
- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

**県民生活・経済の安定の確保**

**【事業者への対応】**

- ・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ・指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国および県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。

**【遺体の火葬・安置】**

- ・市町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 県内未発生期（国内発生早期、国内感染期）

国内で新型インフルエンザ等が発生したが、県内では発生していない段階で、政府対策本部が設置された場合には、対策本部を設置し、感染拡大防止、社会・経済機能維持のための対策を講じる。

### 県内未発生期（国内発生早期、国内感染期）

・ 県外で新型インフルエンザ等が発生した状態

目的：県内発生に備えて体制の整備を行う

### 実施体制

#### 【実施体制】

- ・ 県外の発生状況を把握し、政府対策本部が定めた基本的対処方針を基に、必要な対策を実施する。

### サーベイランス・情報収集

#### 【情報収集】

- ・ 海外および国内での新型インフルエンザ等の発生状況および対策について、外務省、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

#### 【県内サーベイランスの強化等】

- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者および入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 積極的疫学調査の実施に関し、関係機関との連携を強化する。必要に応じ、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を国に要請する。

### 情報提供・共有

#### 【情報提供】

- ・ 引き続き、海外および他県での発生状況等を詳細に情報提供し、県民・事業者等への注意喚起を行う。
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

**【情報共有】**

- ・引き続き、国のインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通じ、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。

**【コールセンターの設置】**

- ・引き続き、国が策定した Q&A 等の情報をもとに、県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターにおいて、適切な情報提供を行う。また、市町におけるコールセンターでの対応を継続する。

**予防・まん延防止**

**【水際対策】**

- ・海外発生期における対策を継続する。

**【予防接種】**

**(特定接種)**

- ・県および市町は、特定接種の実施を進める。

**(住民接種)**

- ・引き続き、市町は、国と連携し、市町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

**医療**

**【医療体制の整備】**

- ・引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ・引き続き、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は衛生環境研究センターにおいて亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に確認検査を依頼する。

**【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】**

- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の使用期限および備蓄量の把握を行うとともに、県内の卸売販売業者および医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を把握する。
- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄場所およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に対し、必要に応

じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

## 県民生活・経済の安定の確保

### 【事業者への対応】

- ・引き続き、事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないように要請する。

### 【遺体の火葬・安置】

- ・引き続き、市町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。



### 県内発生早期（国内発生早期、国内感染期）

県内での新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り抑えるための対策を講じる。また、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法に基づき、必要な措置を講じる。

#### 県内発生早期（国内発生早期、国内感染期）

- ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える
- 2) 患者に適切な医療を提供する
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う

#### 実施体制

##### 【実施体制】

- ・ 県内および近隣の発生状況を把握し、政府対策本部が定めた基本的対処方針を基に、必要な対策を実施する。
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合、市町は、速やかに市町新型インフルエンザ等対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置し、必要な対策を実施する。

#### サーベイランス・情報収集

##### 【情報収集】

- ・ 引き続き、海外および他県での新型インフルエンザ等の発生状況および対策について、外務省、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。
- ・ 抗インフルエンザ薬や、ワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。

##### 【県内サーベイランスの強化等】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ患者および入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 関係機関との連携を強化して積極的疫学調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。また、必要に応じ、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を国に要請する。

#### 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- ・ 広報担当官を中心に、新型インフルエンザ等の発生状況等について、随時県民

に情報提供するとともに、引き続き、海外および他県での発生状況等を詳細に情報提供し、県民・事業者等への注意喚起を行う。

- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

【情報共有】

- ・ 引き続き、国のインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を通じ、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有を行う。

【コールセンターの体制充実・強化】

- ・ 県および市町は、国が状況に応じて改定した Q&A 等の情報をもとに、コールセンター等の体制の充実・強化を図る。

予防・まん延防止

【県内での感染拡大防止】

- ・ 感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ・ 業界団体等を経由または直接、住民や事業者等に対して次の要請を行う。
  - 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、うがい、手洗い、人込みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な対策等を推奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - 事業者に対し、職場における感染症対策の徹底を要請する。
  - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。
- ・ 罹患した患者に対し、症状が軽快しても、感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかける。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、期間（おおむね 1 から 2 週間）および区域を定めた上で、必要に応じて以下の対策を行う。
  - 県民に対し、不要不急の外出自粛および基本的な感染予防策の徹底について要請する。なお、外出自粛の要請の対象とならない外出としては、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等、生活の維持のために必要なものが考えられる。
  - 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に

定められた施設) に対し、施設の使用制限等の要請等を行う。なお、当該要請等を行った場合には、その施設名を公表する。

- 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所以外の施設について、職場を含め、感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定められた施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限等の要請等を行う。

#### 【予防接種】

##### (特定接種)

- ・ 県および市町は、特定接種の実施を進める。

##### (住民接種)

- ・ パンデミックワクチンが供給され次第、関係機関の協力を得て、市町は、接種を開始するとともに、県および市町は、接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 市町は、あらかじめ検討した接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ・ 市町は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、市町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定された臨時の予防接種を実施する。

(参考)

【特措法施行令第 11 条に定められた施設 ((3)から(13)に掲げる施設については、その建築物の床面積の合計が 1,000m<sup>2</sup> を超えるものに限る。】

- (1)学校 ((3)の施設を除く。)
- (2)保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所または短期間の入所により利用される福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する施設。
- (3)大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設
- (4)劇場、観覧場、映画館または演芸場
- (5)集会場または公会堂
- (6)展示場
- (7)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料等（以下「特定物資」という。）の売り場を除く。）
- (8)ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- (9)体育館、水泳場、ボート場等の運動施設または遊技場
- (10)博物館、美術館または図書館
- (11)キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等の遊興施設
- (12)理髪店、質屋、貸衣装屋等のサービス業を営む店舗
- (13)自動車教習場、学習塾等の学習支援授業を営む施設
- (14)上記(3)から(13)の施設であって、床面積の合計が 1,000m<sup>2</sup> を超えないものうち、まん延防止のために特に必要なものとして、厚生労働大臣が定めて公示するもの。

医療

【医療体制の整備】

- ・ 帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
- ・ 患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来に限定した診療体制から、内科・小児科診療を行う全ての医療機関でも診療する体制に移行することを検討する。

【患者への対応】

- ・ 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いと判明しない限り実施する。
- ・ 国と連携し、必要に応じて、衛生環境研究センターにおいて、新型インフルエンザ等の PCR 検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定検査は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 等の確定検査は重症者に限定して行う。
- ・ 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の使用期限および備蓄量の把握を行うとともに、県内の卸売販売業者および医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を把握する。
- ・ 引き続き国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・ 医療機関・薬局およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- ・ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合、医療機関ならびに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売を確保するために必要

な措置を講じる。

## 県民生活・経済の安定の確保

### 【事業者への対応】

- ・引き続き、事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策を実施するよう要請する。

### 【県民・事業者への呼びかけ】

- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないように要請する。

### 【遺体の火葬・安置】

- ・引き続き、市町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 【新型インフルエンザ等緊急事態における対応】

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

#### ➤ 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

#### ➤ 電気およびガスならびに水の安定供給

電気事業者およびガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気およびガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気およびガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である市町および指定地方公共機関は、それぞれの行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### ➤ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客および貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定め



るところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

➤ 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資（食料、石油、県備蓄品、医薬品、医療機器等）の輸送について要請等を行う。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品または医療機器の配送について要請等を行う。

➤ 生活関連物資等の安定等

県および市町は、県民生活・経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。

➤ 犯罪の予防・取締り

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締まりを徹底する。



### 県内感染期（国内発生早期、国内感染期）

新型インフルエンザ等対策本部において、感染拡大防止、社会・経済機能維持のための対策を講じる。

#### 県内感染期（国内発生早期、国内感染期）

- ・ 県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、または、県内の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

目的：

- 1) 医療体制を維持する
- 2) 健康被害を最小限に抑える
- 3) 県民生活・経済への影響を最小限に抑える

#### 実施体制

##### 【体制強化】

- ・ 国の基本的対処方針に基づき、県民の健康被害および生活・経済への影響を最小限に抑えるための対策を実施する。
- ・ 緊急事態宣言がなされた場合、市町は、速やかに市町対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

#### サーベイランス・情報収集

##### 【情報収集】

- ・ 引き続き、海外および他県での新型インフルエンザ等の発生状況および対策について、外務省、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

##### 【県内サーベイランスの強化等の解除】

- ・ 新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。

#### 情報提供・共有

##### 【情報提供】

- ・ 引き続き、海外および他県での発生状況等を、詳細に県民・事業者等へ情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況

に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策等について情報を適切に提供する。

#### 【コールセンター等の継続】

- ・引き続き、国が策定した Q&A 等の情報をもとに、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等において、適切な情報提供を行う。また、市町におけるコールセンターでの対応を継続する。

### 予防・まん延防止

#### 【県内での感染拡大防止】

- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ・引き続き、県民や関係者に対して次の要請を行う。
  - 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、うがい、手洗い、人込みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な対策等を推奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - 事業者に対し、職場における感染症対策の徹底を要請する。
  - 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。
- ・医療機関に対し、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、国が示す予防投与効果の評価結果を踏まえて対応を周知する。
- ・患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。
- ・引き続き、罹患した患者に対し、症状が軽快しても、感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。
- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。
  - 県民に対し、不要不急の外出自粛および基本的な感染予防策の徹底について要請する。
  - 特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、施設の使用制限等の要請等を行う。なお、当該要請等を行った場合には、その施設名を公表する。
  - 特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所以外の施設について、職場を含め、感染対策の徹底の要請を行う。この要請に応じず、公衆衛生上の問題

が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定められた施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限等の要請等を行う。

#### 【予防接種】

##### （特定接種）

- ・引き続き対策を継続する。

##### （住民接種）

- ・市町は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。
- ・緊急事態宣言がされている場合には、市町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定された臨時の予防接種を実施する。

## 医療

#### 【患者への対応等】

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターおよび感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として内科・小児科診療を行う全ての医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。なお、県民に対し、受診の際には事前に医療機関に電話等で連絡したうえで受診するよう周知する。
- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう医療機関に周知する。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ・医療機関の従業員の勤務状況および医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、国備蓄分の供給を要求するなど、必要量の確保と配分の調整を行う。

#### 【在宅で療養する患者への支援】

- ・市町は、国および県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者

への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### 【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・引き続き、医療機関・薬局およびその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

#### 【医療等の確保】

- ・緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。
  - 医療機関ならびに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。
  - 国と連携し、医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

### 県民生活・経済の安定の確保

#### 【事業者への対応】

- ・引き続き、事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場での感染防止策を実施するよう要請する。

#### 【県民・事業者への呼びかけ】

- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう要請する。

#### 【新型インフルエンザ等緊急事態における対応】

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。
  - 業務の継続等  
指定地方公共機関は、業務の継続を行うとともに、従業員の新型インフルエンザ等への罹患状況等を確認する。

- 電気およびガスならびに水の安定供給
 

県内発生早期と同様に、電気事業者およびガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気およびガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気およびガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である市町および指定地方公共機関は、それぞれの行動計画または業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- 運送・通信・郵便の確保
 

県内発生早期と同様に、運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客および貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- 緊急物資の運送等
 

県内発生早期と同様に、県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、緊急物資（食料、石油、県備蓄品、医薬品、医療機器等）の輸送について要請等を行う。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品または医療機器の配送について要請等を行う。
- 特定物資の売渡しの要請等
 

対策の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者が応じないときには、必要に応じ、物資を収用する。

また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。
- 生活関連物資等の安定等
 

県および市町は、県民生活・経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談・情報収

集窓口の充実を図る。

また、県および市町は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずる恐れがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

➤ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市町は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

➤ 犯罪の予防・取締り

県内発生早期と同様に、県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締まりを徹底する。

➤ 埋葬・火葬の特例等

県は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

また、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保するよう要請する。

県は、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。



## 小康期

新型インフルエンザ等対策本部において、対応体制の評価・見直しを行う。

### 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行はいったん終息している状況

目的：県民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える

### 実施体制

#### 【評価・見直し】

- ・ 県は、国の小康期に入ったことの宣言を受けて、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画やそれに基づく対策等の評価・見直しを行う。

#### 【体制強化の解除】

- ・ 県は、政府対策本部が廃止された時は、市町は、緊急事態宣言が解除された時は、速やかに対策本部または市町対策本部を廃止する。

### サーベイランス・情報収集

#### 【情報収集】

- ・ 海外でのインフルエンザ等の発生状況について、外務省および厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。

#### 【サーベイランス】

- ・ 通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

### 情報提供・共有

#### 【情報提供】

- ・ 引き続き、流行の第二波に備え、国内および県内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、県民・事業者等への注意喚起を行う。
- ・ 県および市町は、それぞれのコールセンターに寄せられた問い合わせ等の情報を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。



#### 【コールセンター等の体制の縮小】

- ・ 状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

### 予防・まん延防止

#### 【予防接種】

- ・ 市町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、市町は、国および県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、臨時の予防接種を進める。

### 医療

#### 【医療体制】

- ・ 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 国内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。
- ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

#### 【新型インフルエンザ等緊急事態における対応】

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

### 県民生活・経済の安定の確保

#### 【県民・事業者への呼びかけ】

- ・ 必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないように要請する。

#### 【新型インフルエンザ等緊急事態における対応】

- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、県、市町および指定地方公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 用 語 解 説

※五十音順

### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。ヒトでのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者または一類感染症、二類感染症もしくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- ・ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院（福井県立病院のみ）
- ・ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（福井県立病院、福井赤十字病院、福井社会保険病院、公立丹南病院、市立敦賀病院、公立小浜病院）
- ・ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院もしくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定められる者を含む。）または薬局。

### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

### ○ 帰国者・接触者外来

海外発生期から県内感染早期にかけて、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る診療を行う外来であり、都道府県が対応する医療機関を決定する。

- 帰国者・接触者相談センター  
新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。
- 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)  
エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
- サーベイランス  
見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析のことを示すこともある。
- 指定公共機関  
独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- 指定地方公共機関  
都道府県の区域において医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人のうち、指定公共機関ではないもので、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 新感染症  
感染症法第6条9項において、ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条7項において、新たにヒトからヒトに伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、季節性インフルエンザと異なり、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気または酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族およびその患者や家族を診察した医療関係者に対し、質問または必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況および動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患したもののうち、死亡した者の割合。

○ 登録事業者

医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスがヒトに感染し、ヒトの感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥からヒトへ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内蔵、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、ヒトからヒトへの感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度または長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応

じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。接種することで、感染予防や重篤化防止の効果が期待される。

○ 病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。接種することで、感染予防や重篤化防止の効果が期待される。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に増幅させる RT-PCR を用いた検査が実施される。

発生段階別の主な対応一覧

対応	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
<b>1. 実施体制</b>						
行動計画の作成、見直し	○					
新型インフルエンザ等対策会議の開催	○					
新型インフルエンザ等対策地域調整会議の開催	○					
福井県新型インフルエンザ等対策本部の設置		○	○	○	○	
事業継続計画の実施準備		○	○	○		
事業継続計画の実施					○	
対策本部の廃止						○
対策の評価・見直し						○
<b>2. サーベイランス・情報収集</b>						
感染症等に関する情報収集	○	○	○	○	○	○
通常のサーベイランスの実施	○	○	○	○	○	○
臨床情報、患者全数の把握		○	○	○		
学校サーベイランスの対象を短大・大学まで拡大		○	○	○		○
<b>3. 情報提供・共有</b>						
マスク着用、咳エチケット等の感染対策等の周知	○	○	○	○	○	○
広報担当チームの設置		○	○	○	○	○
県民への情報提供、注意喚起		○	○	○	○	○
コールセンターの設置		○	○	○	○	
国、他都道府県、市町との情報共有		○	○	○	○	○
<b>4. 予防・まん延防止</b>						
ワクチン流通体制の整備	○					
予防接種（特定接種、住民接種）体制の構築	○					
特定接種の準備		○	○	○	○	
特定接種の実施		○	○	○	○	
住民接種の準備		○	○	○	○	○
住民接種の実施			○	○	○	○
患者や接触者への感染症法第に基づく入院勧告等		○	○	○		
特措法に基づく不要不急の外出自粛要請				○	○	
特措法に基づく学校等の施設使用制限の要請または指示				○	○	

対応	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
<b>5. 医療</b>						
地域医療体制整備（診療継続計画作成、協力体制構築等）	○					
個人防護具、人工呼吸器等の医療機器の整備	○					
衛生環境研究センターでの検査体制の整備	○	○	○	○		
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	○					○
地域医療体制整備（院内感染対策、患者対応方針等）		○	○			
帰国者・接触者外来の設置		○	○	○		
帰国者・接触者相談センターの設置		○	○	○		
抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通確保				○	○	
抗インフルエンザウイルス薬の予防投与		○	○	○		
医療従事者に対する従事要請または指示ならびに補償				○	○	
<b>臨時医療施設の設置</b>					○	
<b>6. 県民生活・経済の安定の確保</b>						
指定地方公共機関の業務計画策定を支援	○					
埋火葬、遺体安置場所の検討	○	○				
適切な消費行動の呼びかけ			○	○	○	○
事業者に対し、食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう要請			○	○	○	○
事業者に対し、買占めや売惜しみが無いよう要請			○	○	○	○
<b>特措法に基づく生活関連物資の価格安定に関する要請</b>				○	○	
<b>特措法に基づく緊急物資の運送等の要請または指示</b>				○	○	
特定物資の売渡しの要請または収用					○	
埋火葬に係る手続きの特例に基づく埋火葬の実施					○	

※ゴシック体で記載されている対策は、緊急事態宣言がなされた場合の項目



発生段階における主要6項目別の主な対策について

	未発生期	海外発生期 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の作成および見直し(P.27)</li> <li>新型インフルエンザ等対策会議(P.27)</li> <li>新型インフルエンザ等対策地域調整会議(P.29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制強化(P.35)</li> <li>福井県新型インフルエンザ等対策本部の設置(P.35)</li> <li>事業継続計画の準備(P.35)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針を基に対策を実施(P.42)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生早期の体制強化(P.49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の評価、見直し(P.55)</li> <li>対策本部廃止(P.55)</li> </ul>
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症等に関する情報収集(P.28)</li> <li>情報共有体制整備(P.28)</li> <li>通常のサーベイランス実施(P.28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と連携した情報収集(P.35)</li> <li>臨床情報、患者全数把握(P.35)</li> <li>学校サーベイランス強化(P.35)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き同様の対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加、強化したサーベイランスを通常に戻す(P.49)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国から適宜情報収集(P.55)</li> <li>通常のサーベイランスを継続(P.55)</li> <li>学校サーベイランス強化(P.55)</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策等の周知(P.28)</li> <li>広報体制整備(P.28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報担当チームの設置(P.36)</li> <li>コールセンターの設置(P.36)</li> <li>国、他都道府県との情報共有(P.36) (県内未発生期)</li> <li>感染対策等の周知(P.39)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>随時県民に情報提供(P.42,43)</li> <li>感染対策等の周知(P.43)</li> <li>コールセンターの体制強化(P.43)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き同様の対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策等の周知、情報提供(P.55)</li> <li>情報提供体制の評価(P.55)</li> <li>コールセンターの規模縮小(P.56)</li> </ul>
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>(プレ)パンデミックワクチンの流通体制整備(P.29)</li> <li>予防接種(特定接種、住民接種)体制の構築(P.29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種準備または開始(P.37)</li> <li>住民接種準備(P.37)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法に基づく入院勧告等(P.43)</li> <li>予防接種準備または開始(P.44)</li> <li>不要不急の外出自粛要請(P.43)</li> <li>学校等の施設使用制限等の要請または指示(P.43,44)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き同様の対策を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の継続(P.56)</li> </ul>
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制整備(P.29)</li> <li>医療資器材の整備(P.30)</li> <li>検査体制整備(P.30)</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(P.30,31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制整備(P.37)</li> <li>帰国者・接触者外来の設置(P.37)</li> <li>帰国者・接触者相談センターの設置(P.38) (県内未発生期)</li> <li>抗エンザウイルス薬の備蓄・使用(P.40)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者外来での対応継続(P.46)</li> <li>感染症法に基づく入院勧告等(P.46)</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通確保(P.46)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰国者・接触者外来、相談センターの廃止(P.51)</li> <li>感染症法に基づく入院勧告等中止(P.51)</li> <li>医療従事者に対する従事要請および補償(P.51)</li> <li>臨時医療施設の設置(P.52)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制を通常時に戻す(P.56)</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(P.56)</li> <li>講じた措置の縮小、中止(P.56)</li> </ul>
県民生活・経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方公共機関への業務計画の策定促進(P.32)</li> <li>埋火葬、遺体安置場所の検討(P.32)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方公共機関の事業継続に向けた準備(P.38)</li> <li>遺体安置所の確保(P.38)</li> <li>事業者に対し、情報収集および従業員の健康管理徹底を要請(P.38,41)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な消費行動の呼びかけ(P.47)</li> <li>買占め、売惜しみがないように要請(P.47)</li> <li>緊急物資の運送等(P.48)</li> <li>生活関連物資等の価格安定に関する要請(P.48)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生早期の対応に以下を追加</li> <li>物資の売渡しの要請または収用(P.53)</li> <li>埋火葬の特例(P.54)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な消費行動の呼びかけ(P.56)</li> <li>買占め、売惜しみがないように要請(P.56)</li> <li>講じた措置の縮小、中止(P.56)</li> </ul>